

慈光寺本承久記の成立年代考

村 上 光 徳

【一】

現在する承久記の諸本はかなりの数に上るが、便宜上だいたい次の四系統に分類され、整理されているようである

- (イ) 流布本承久記（注一）
- (ロ) 承久軍物語
- (ハ) 前田家本承久記
- (ニ) 慈光寺本承久記

これら四系統の中で成立年代の確かなのはただ一つもなく、歴史的にも文学的にもかなり高く評価され、なお幾多の問題を投げかけていて、早くから先学により考究されていたようであるが、いずれも内部徴証による推定成立年代に停まっているのである。即ち、

(イ) 流布本承久記……「後鳥羽」と「土御門」の御謚号から、仁治三年（一二四二）七月八日以後建長元年（一二四九）七月二

十日以前の成立であろう。（注二）

(ロ) 承久軍物語……吾妻鏡と流布本の合作であるから、嘉元二年（一三〇四）以後の成立であろう。（注三）

(ハ) 前田家本承久記……「後嵯峨院」の御謚号が見えるから、文永九年（一二七二）以後の成立であろう。（注四）

(ニ) 慈光寺本承久記……土御門上皇が土佐から阿波へ遷幸したことが記されていないから貞応元年（一二二二）から貞応二年五月（一二二三）までの約一年間の成立であろう。（注五）——慈光寺本成立年代の一——

以上のように成立年代はすべて推定であるが年代の順では慈光寺本が一番古いと思われるのである。それと同時に内容・文章なども他の承久記と比べてみても古い時代の成立であろうことは一目して察せられるのであるが、果して上記した成立年代が正しいかどうか、

この成立年代をもとにして、以下慈光寺本承久記の成立年代を考察してみたい。

注一 本稿において「流布本」というのは、慶長活字本及びこの系統に属する版本元和活字本、さらに内閣文庫所蔵の写本を指して言う。

なお、本文引用のうち流布本・慈光寺本ともに国史叢書の本文を用いた。

注二 後藤丹治博士「承久記概説」歴史と国文学（二十二ノ五）

所収一

富倉徳次郎先生「慈光寺本承久記の意味」—国語・国文（十三ノ九）所収一

注三 竜肅氏「承久軍物語の成立」—（同氏著「鎌倉時代の研究」所収）一

注四 後藤丹治博士「承久記概説」—歴史と国文学所収一

注五 富倉徳次郎先生「慈光寺本承久記の意味」—国語・国文所収一

【三】

先ずこの慈光寺本承久記が「貞応元年から貞応二年五月までの間に成立したであろう」としておられる理由を検討してみよう。その理由としてあげられているものを抄出すれば。

一、本書は中院（土御門上皇）の土佐遷幸を描き奉っているが、

阿波への遷幸については述べていない。而してこのことは作者が知っていたら当然書くべきことと思われる。即ち本書は阿波

への遷幸のあった貞応二年五月以前の執筆であると推定される

二、本書の記録を編年体記述の形で辿ってみる時、承久三年十二月一日の記事まで続いていて、そこで終っている。承久三年十二月一日の後堀河天皇即位の御ことまでである。即ち本書は承

久三年十二月一日以後の成立である。

三、本書には法印尊長のことを描いて、「其後尊長法印は行方シラズ、年ヲ経テ謀反オコサントテ忍ツツ都ニ上テ六波羅ニ聞ツケラレテ、菅十郎左衛門が手ニカカリテ召出サレテ切ラレニケリ」—下巻—とある。尊長の斬られた時は不明であるが、彼は戦後その行方を匿まし、承久三年九月十七日逮捕の宣下あり（百練抄）更に承久三年四月日記によると、承久三年十二月九日、法印尊長隠匿の聞あるによって武士が藤原定輔の第を捜索したことがあるというし、又、この慈光寺本にも「年を経て、云々……」とあるので、それは翌年貞応元年のことかと推定せられるのである。かくてこの書は貞応元年以後の筆と考えられるのである。

四、本書には至尊を称し奉るに当って御諡号を記し奉らず、後鳥羽上皇を「太上天皇」と、土御門上皇を「中院」と、順徳上皇を「新院」と称し奉っている。この御称呼はこの書を貞応元年以後貞応二年五月までの約一年間の成立と推定する臆説と矛盾しない。—以上「国語・国文十三ノ九」より抄出—

このような四項目を根拠とされて上記の成立年代を推定されたのである。

第一項で述べておられる「土御門院」が土佐遷幸から阿波へお移りになったことについては、流布本をはじめ、前田家本、承久軍物語、承久兵乱記等々に明らかなところである。参考のためにいま流布本の本文を左に引用してみよう。

……讃岐ノ八嶋ヲ御覽ズレバ、安徳天皇ノ御事ヲ思召被レ出

松山ヲ御覽ジテハ崇徳院御事押計ヲハセ給テ、何事ニ付テモ、今ハ御身独ノ御事ニ思召沈マセ給ゾ哀ナル。角テ土佐国ニ著セ給ニ、御栖居賤キ由申セバ、(驪テ)阿波国へ移ラセ給程ニ、阿波ト土佐ト……云々……

このように記されており、前田本もだいたい同様であるが、慈光寺本を見ると次の通りである。

……十月十日、中院ヲバ土佐国畑と云所へ流マイラス、御車寄ニハ大納言定通卿、御供ニハ女房四人殿上人ニハ少将雅俊、侍従俊平ソ参リ給ケル。心モ詞モ及バザリシ事ドモナリ、此君ノ御末ノ様見奉ルニ、天照大神、正八幡モイカニイタハシク見奉給ケン。

このように慈光寺本には上記「土佐から阿波へお移りになったことが記されていないのであるから、第一項のお説通り、もし慈光寺本の作者がこのことを知っていたとしたならばやはり書いたにちがいないことは十分推察できる。しかし何等かの理由があつて知っていても書かなかつたということも一応考えられなくはないが、この慈光寺本の作者は、この本の内容をよくみると、京方の動きについて非常に細かく記している点などを考え合わせると、京方によく通じた人の手に成つたものであろうことが推察できるので、特別の理由で書かなかつた、とは考えられないのである。

第二項については一部を除けば別に問題にはならないが、本文中ニヶ所程承久三年十二月一日より後年の記事がある。このことについては後程詳しく述べる。

第三項の「尊長法印」のことについては本文では、

……其ノ後尊長法印ハ行方シラズ、年ヲ経テ謀反オコサントテ忍ビツ、都ニ上リテ六波羅ニ聞キツケラレテ、菅十郎左衛門ガ手ニカカリテ、召出サレテ切ラレニケリ……

とあるが、富倉先生は「尊長法印の斬られの時は不明であり、承久三年四年日次記や百鍊抄の記事もあるし、この慈光寺本にも「年ヲ経テ云々……」とあるのでこれは翌年のことであろう」と述べておられるが、法印尊長が「年ヲ経テ謀反オコサントテ忍ツ都ニ上テ菅十郎左衛門ガ手ニカカリテ召出サレテ切ラレ」たのは実は承久三年より六年後の安貞元年(一二二七)のことなのである。第四項は別に問題にならず、お説の通りである。

【二】

このように尊長法印の後日談は承久三年より六年も後のことであるが、このことについてももう少し詳しく述べてみることにする。大日本史料の安貞元年の尊長法印に関する記事は実に以下の如くである。

六月七月の条

六波羅、菅周則等ヲシテ、京都油小路肥後房ニ法印尊長ヲ搜捕セシム、尋デ、尊長自殺ス。

とあり、左の諸本の本文を引用している。また、慈光寺本の本文も引用されている。

(イ)百鍊抄十三(後堀河院)

六月七日、於土御門油小路搜出尊長法印武士充。満、企自害云々、承久以後七年隠居。

(ロ)吾妻鏡 六月十四日辛酉。晴

六波羅馳_レ駅。下著。申云。去七日辰刻。於_二鷹司油小路大炊助入道後見肥後房宅_一。菅十郎左衛門尉周則欲_レ鷹_三二位法印尊長_一之処。忍企_二自殺_一。未_二死終_一之間。所_二襲到_一之勇士二人為_レ彼被_レ疵訖。翌日八日於_二六波羅_一而尊長既亡去。是承久三年合戦張本也。日来隱_二置干肥後房宅_一也。又和田新兵衛尉朝盛法師。先度雖_二擲漏_一。今日生_二虜_一之云々

(イ) 民經記。六月八日乙卯

七日分

二位法印尊長。新兵衛入道〇〇於鷹司、油小路辺小屋武士擲取向六波羅云云、雖自害愁生、仍賀車向、六波羅云々。

(ロ) 皇代曆四 六月七日、

尊長法印并和田新兵衛入道保名被召取了

このほかに明月記、熊野早玉神社文書、浅羽本系図、華頂要略、東寺長者統紙、伏見宮御記録などの本文を引用してある。また尊卑文脈には左のように記してある。

藤氏 能保
権中納言正二位
頼宗孫 母 右大臣公能女

尊長 法勝寺執行・法印

母、承久乱逆已後晦跡隠居、被尋出之後自害

長覚 何 闇 梨

母

能全 僧 都

母

仙尊 阿 闇 梨
母

以上のように、それぞれの月日は一、二日異なるとしても、安貞元年六月にさがし出されたことはまず間違いないところであろう。以上の通りだとすると前述の「慈光寺本成立年代の一」説はどうも成立しないことになるのである。たしかに

本書には中院（土御門）の土佐還幸を描き奉っているが、阿波への還幸については述べていないのである。

而してこのことは作者が知っていれば当然書くべきことと思はれる。……だから本書は中院が土佐から阿波へお移りなるまでの間の執筆である。

と述べておられるが、上記の大日本史料の記事があるのでこの仮説は成り立たなくなつたわけである。

いったい、安貞元年と言えば前にも述べた通り、承久三年から六年も後のことであるから、この慈光寺本承久記の作者は貞応二年（一二二三）五月に中院（土御門上皇）が土佐から阿波国へお移りになったことは——尊長法印のことが上記のように史実としてはっきりしている以上、この作者は六年後の尊長法印の一件を見聞していて執筆したことなるのであるから——知っていなければならぬということになる。

更に慈光寺本承久記中には尊長法印以外にこのような後年の記事

はないかという、実はこれに引きつづいてあるのである。それは本文の尊長法印の一件を述べたあとに引き続いて

駿河大夫判官惟信モ、サマヲヤツシ出家シテ比叡山ニ住シケルガ、終ニ六波羅ニ聞付ラレテ召出サレ西国へ流サレニケリ……

このように記されている。ここで問題となる人物は○印のついている「駿河大夫判官惟信」である。これも大日本史料寛喜二年（一二三〇）十二月十日の条に左の通り記されているのである。即ち、

延暦寺僧徒、六波羅ノ請に依リテ、大内惟信ヲ日吉社八王寺ニ捕フ。

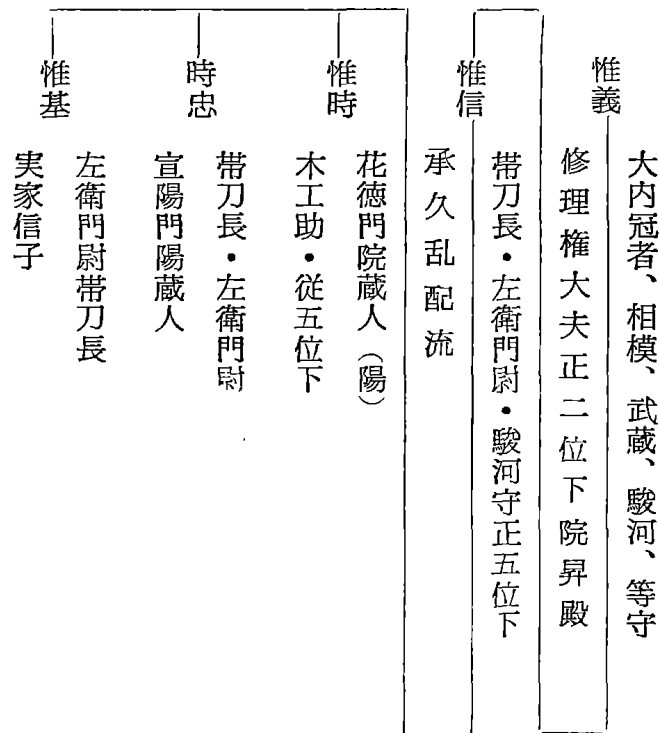
この他大日本史料では明月記十二月十六日と二十二日の記事を引用している。又慈光寺本上記の本文も引用されている。

更に大内惟信なる人物について大日本史には次のように記されている。

信濃人、修理大夫惟義子也。為帶刀長任左衛門尉為檢非違使。(尊卑文脈) 元久中北条義時殺惟信叔父朝雅于京師、以惟信代補伊賀伊勢守護、上皇討藤原光季、惟信與諸將率官兵誅之北条泰時犯京師、與糟谷久季等將二千余騎守大井戸(東鑑・兵数據承久記) 武田信光絶流経進、鋒甚鋭、官軍不利、惟信敗(東鑑・承久記) 竄匿比叡山為僧、更名成願、寛喜二年発覚索捕流(明月記) 処流據竹田系図。(子惟時從五位下木工助(尊卑文脈)子孫称竹内(竹内系図諸家伝)

また尊卑文脈―清和源氏―には大内惟信の系図として左のように

記されている



上記の諸史料に見えるところであるから、駿河大夫判官こと大内惟信は寛喜二年に捕えられて配流になっていることは事実と見てよからう。この大内惟信は大日本史料の日付によれば寛喜二年十二月十日に捕えられたと言うから前述した尊長法印よりは三年後、承久三年からは実に九年も後の記事になることになるわけである。

以上のことを考慮に入れて慈光寺本の成立年代を算出すると、前述の貞応元年から二年五月までとする説よりも少なくとも七年以上も後の成立ということになるわけである。つまり慈光寺本承久記は

卷末の大内惟信の記事がある以上、寛喜二年（一二三〇）十二月十四日以前には成立しないことになるわけである。にもかかわらず本文では富倉先生が御指摘になっておられる通り—前記第四項—後鳥羽上皇を「太上天皇」と称したり、更に本文の終りの方に「今ノ太上天皇ト右京権大夫義時ト御合戦……云々……」などと述べており、「今ノ太上天皇」とは紛れもなく後鳥羽上皇のことを指し、しかも上皇が存命中でなければこういうことばは用いられないはずであるし、後鳥羽上皇が隠岐島で崩御されたのは延応元年（一二三九）二月七日であるから、このことから推察して慈光寺本が成立したのは延応元年以前と見てよからうか、そうすると本書の成立は寛喜二年（一二三〇）十二月十日以後延応元年（一二三九）二月七日までの約九年の間に成立した。——慈光寺本成立年代の二——ということができるかと思う。

【四】

このように慈光寺本は一応上記の九年間に成立したとして論をすすめると、私は不思議でならないのは、流布本や前田家本に記されている、慈光寺本には見られないところの、「土御門上皇」が土佐国から阿波国へお移りになったという貞応二年五月の出来ごとである。

このことについて私は、なぜ書き入れなかったのであろうか、ということを書き入れなかったの三つの仮説をたてて考えてみたいと思う。

- (1) 知っていたが何か特別の理由があつて書かなかつた。
- (2) 書き入れるのを忘れてしまった。

(3) ぜんぜん知らなかつた。

(1) について考えてみると、「何か特別の理由」があつたかどうかであるが、本文を見ると土御門上皇の名が出て来るのは上皇が土佐へ遷幸になるところだけであるときとみとめる。

十月十日、中院ヲバ土佐国畑と云所へ流マイラス。御車寄ニハ大納言定通卿、御供ニハ女房四人、殿上人ニハ少将雅俊、侍從俊平ゾ参リ給ケル。心モ詞モ及バザリシ事ドモナリ。

右の文からは「特別の理由」を見出すことはできないが、流布本を見ると阿波へお移りになった理由というのが「……御栖居賤き由申セバ、（臈テ）阿波国へ移ラ」れたと記されており、また前田家本には「……小国也御封米難治のよし、守護並に目代申ければ、阿波国へ遷されさせ給ふ」となっていて、いずれも生活が不自由だから阿波国へ移られた、と述べているのである。してみると阿波国の方が少しは土佐よりは良かったにちがいないと想像されるのであるが、そういう良いことをこの慈光寺本の作者が書かないことはあり得ないと思われる。とくに土御門上皇は「承元^(四)三年^(十二)三月心ナラズ御位ヲスベラセ給」——流布本——うた気の毒な方であらせられることは諸資料に見える通りである。そして「心も詞も及バザリシ事ドモナリ」といって土御門上皇の土佐遷幸をなげいている作者が、土御門上皇についての朗報を聞いてそのままだまっていられただろうか、そのように考えるとき、私は(1)の仮説はちよつと考えられないと思わざるを得ない。

しからば(2)の仮説はどうであろうか、ということであるが、これも成立しそうなようである。即ち、本書の作者が他本には見え

ていない「保元の乱」のことをはじめ、平家を源氏が壇ノ浦に沈めたこと、その後の平氏の始末、更に後鳥羽上皇の動きなどは他本とほとんど異ならず、また順徳院の遷幸の条にいたっては他本には全く見られない藤原道家と順徳院との長歌のやりとりまで記している作者が、土御門上皇のことを忘れて書かなかったとはどうしても考えられないことである。おそらく知っていれば書いたにちがいないと思われるのである。

(3)について考えてみると、これを満足させるには上記の「慈光寺本成立年代の一」でなければならぬわけである。しかし、それには上述したように尊長法印と大内惟信の記事がじゃまになるのである。更に(3)の仮説でもう一つ考えられるのは「この作者が貞応二年五月の出来ごとを聞かなかった」とも懸念されなくはなはが、しかし慈光寺本の本文を注意深く見ると、他本に比べて本書は比較的京方の動きが詳しく記されているのである。このようなことを考え合せると本書の作者は「京都のことに通じた貴族出身の僧侶」ではないかと想像されるので、このことからはず「聞かなかった」との懸念は薄らぐのである。

そうすると残るのはやはり貞応二年五月以前の成立であろうかという問題になってくるわけであるが、以下、やはり本書は貞応二年五月以前の成立であると考えて、聊私考を試みたので述べることにする。

本書の本文を注意して読んで行くと、終りの方に佐々木広綱の子「勢多伽丸」が、平家物語の六代御前のように一度は許されるけれど叔父の佐々木信綱の無情によりついに切られてしまうところに続

いて、

……見人間人、高モ賤モ武カラヌモ、皆トモニ涙ヲナガサヌハナカリケリ。抑昔ノ伊予守ハ、陸奥ノ貞任・宗任ヲ討ントテハ、十二年ニコソ攻取ラレケレ。今ノ太上天皇ト右京権大夫義時ト御合戦纒ニ三月が程ニシテ事切ルル。権大夫ハ天下打鎮メテ楽ミ榮フ。漢家・本朝ニモカカル様ハアラジトゾ覚タル其後、尊長法印は行方シラズ、年ヲ経テ謀反オコサントテ、忍ツツ都ニ上テ六波羅ニ聞ツケラレテ菅十郎左衛門ガ手ニカカリテ召出サレテ切ラレニケリ。駿河大夫判官惟信モ、サマヲヤツシ出家シテ比叡山ニ住シケルガ終ニ六波羅ニ聞付ラレテ召出サレ、西国ヘ流サレニケリ。先ノ世ノ中モ、今ハ替リハテヌレバ引キカヘマタ目出度事トモ多カリケリ。除目行ハレテ……云々……

と記されていて、これをよくみると「……本朝ニモカカル様ハアラジトゾ覚タル……」までは承久三年より後年の記事は見当らないのである。そしてここまでは「編年体」的に構成されていて、それ以後の文章では「……其ノ後、尊長法印ハ行方シラズ、……」このように急に六年も後のことが記されていて、文章も純然たる日記風の文体に変わっているのである。そして写本を見ても別に変ったところは見られないが、私は「……カ、ル様ハアラジトゾ覚タル。」でおそらくこの慈光寺本承久記は終っていたのではなからうかと思うのである。そして以下は「……其後尊長法印ハ行方シラズ……云々……」と急に六年後の尊長法印のことや、九年後の駿河判官惟信の記事がポツント入れられているが、尊長法印や大内惟信が承久

の乱のときどんなことをしたとか、乱後どうして身を隠さなければならなかったかとか、それについて幕府ではどんな手を打ったか、というような叙述もなしに突然に「……其ノ後尊長法印ハ……云々……」と六年九も年も後の記事があるかと思うと、続いて「先ノ世ノ中モ今ハ替リハテヌレバ、引カヘマタ目出度事ドモ多カリケリ。除目行ハレテ、美濃・丹波・丹後三箇国ハ、持明院ヘゾ参リケル……」。除目の行われたのは承久三年七月二十八日のことであり、これは臨時除目のことを言っているのである。このように再び承久三年の記事にもどっているのである。そして以下は承久三年十二月一日までのことが日記風に記されているところなど考え合わせると、慈光寺本承久記は其ノ後尊長法印ハ行方……次下の部分はその当時のだれかの日記を参考にして後人が「原慈光寺本承久記」に書き加えたものが現存する慈光寺承久記ではなからうかと想像するのである。

このように慈光寺本承久記を考えたならば、原慈光寺本—仮りにそう呼ぶ—には尊長法印と駿河大夫判官惟信の記事以後の日記体の文章はなかったことになるから、本書が執筆されたのは土御門上皇が土佐から阿波へお移りになった貞応二年五月以前と考えても差支えなくなり、本書を執筆するとき作者はこの土御門上皇のことが書けなかったことは当然といわなければならないだろう。

【五】

以上のように私の仮説(3)から試みた慈光寺本承久記の成立年代に關する憶測がもし許されるとしたならば、この慈光寺本承久記の「原

本」とおぼしきものの成立した年代は、前述した「慈光寺本成立年代の一」とほぼ一致することになる。即ち本書（原慈光寺本とおぼしきもの）は「承久三年十二月以後貞応二年五月以前の成立」ということになる。これを「慈光寺本成立年代の三」と仮りに呼ぶことにする。

このように考えて来るとき、現存する諸戦記文学中でも、最も古い形を伝えているものとして注目すべき作品であると思うのである。

私はこのように現存する慈光寺本承久記は「原慈光寺本」なるもの以後で何人かが、誰かの日記を最後に書き加えられたもので、すでにこの形をしたものを水戸藩の安藤新助が元禄二年に京都で発見し、書写したものであることがわかるのである。この原慈光寺本なるものはもう散逸してしまっているのだろうか、私は見たくてならない。もしどこかにあるとすればこの問題解決への大きな鍵となるものを。

なお私は慈光寺本承久記は推定成立年代から見ても多くの承久記中一番古いと思うのであり、この慈光寺本から流布本や前田家本へと発展していったと思うのである、これらについても考察を試みたのであるが、承久記諸本の系統については次の機会にゆずることにしたい。

— 大学院（修士課程）昭和33年度卒 —